

改正

令和5年3月31日告示第65号

令和7年4月1日告示第124号

令和7年4月1日告示第205号

郡上市主伐・再造林推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、主伐・再造林の推進、市内製材工場等に向けた原木供給の推進を図るため、林業事業体及び森林組合が実施する集材架線を用いた皆伐並びに森林所有者、林業事業体、森林組合等が実施する再造林等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業区分)

第2条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 主伐推進事業 集材架線を用いた皆伐
- (2) 再造林推進事業 人工林伐採跡地での再造林、下刈、雪起、間伐及び鳥獣害防止施設等整備

(補助対象者)

第3条 主伐推進事業の補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる事項の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有する林業事業体及び森林組合
- (2) 次条に規定する事業を行う者
- (3) 市税及びこれに準ずる納付金の滞納がない者
- (4) 森林を伐採するに当たって、森林法、砂防法、郡上市皆伐施業ガイドラインなど、各種法令等に定められた手続きを適切に実施している者

2 再造林推進事業の補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる事項の全てを満たす者とする。

- (1) 国又は県の補助を受けて事業を実施する者であること。
- (2) 森林整備の施行地は市内の民有林であること。
- (3) 森林経営計画の認定を受けた者又は特定間伐等促進計画に間伐実施主体として定められた者であること。

(補助対象事業)

第4条 主伐推進事業の補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するもので、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 事業地が、市内民有林であって、次の各号のいずれにも該当しないもの
 - ア 国及び県の他の補助事業に採択されたもの、又は採択可能なもの（国及び県の予算不足により採択されなかったものは対象としない。）
 - イ 公有林（県有林、市有林、財産区有林等、地方自治体が所管する森林）
 - ウ 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター事業地、公益社団法人 岐阜県森林公社事業地、公益社団法人 木曽三川水源造成公社事業地、及びこれらの分収造林契約等の満了後に当該分収造林契約等によって育成された森林を皆伐するもの
- (2) 本補助事業の対象地より生産される原木を、市内の原木市場、製材工場等に優先して供給するもの

(3) 集材機又はタワーヤーダ（スイングヤーダ、自走式搬器等は対象としない。）を用いた集材架線による皆伐事業

2 再造林推進事業の補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当するもので、市長が適当と認めるものとする。

(1) 郡上市森林整備計画の森林整備基準に基づき伐採された人工林伐採跡地で、木材生産林に区分された森林又は木材生産林に区分される予定のものうち、主伐・再造林推進ガイドライン（令和4年6月10日付け森経第251号岐阜県林政部長通知）に基づく協定締結等を行い、かつ、岐阜県が再造林加速化促進事業により95%まで嵩上げを実施するもの

(2) 岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知）及び岐阜県造林補助事業実施要領（平成13年4月2日森第1号農山村整備局長通達）に定めるもの

（交付基準）

第5条 主伐推進事業の補助金は、次に定める集材架線の延長（支間長の水平距離）に応じた単価に、皆伐面積を乗じて得た額とする。なお、集材架線の延長は10メートル単位とし、端数は切り捨てるものとする。また、皆伐面積は0.1ha単位とし、端数は切り捨てるものとする。

集材架線の延長 （支間水平距離）	110m以上 200m以下	300m以下	400m以下	500m以下	600m以下	600m超過
ha 当り補助額	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	8万円

2 再造林推進事業の補助金は、岐阜県が毎年定める森林整備事業単価に施行地の面積を乗じた事業費を対象とし、国及び県の補助金を加え別表に定める額とする。

（交付の条件）

第6条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 補助事業の施行地を該当補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用する場合（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）は、あらかじめ市長にその旨を届けるとともに、当該転用に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、公用、公共及び天災地変、その他やむを得ない事由の場合は補助金相当額返還の減免について市長に協議するものとする。

（主伐推進事業の補助金の申込み）

第7条 主伐推進事業の補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、原則、本補助対象事業着工の2週間前までに主伐・再造林推進事業補助金交付申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 主伐・再造林推進事業計画書（様式第2号）

(2) 位置図、平面図

(3) 集材架線の位置、延長、皆伐の範囲、面積等を記入した皆伐作業計画書

(4) 伐採届適合通知書の写し

（主伐推進事業の申込みの承認）

第8条 市長は、前条の規定による主伐推進事業の申込書の提出があった場合は、現地に

て集材架線の状況を確認する等、その内容を審査し、補助金の交付を承認したときは、主伐・再造林推進事業補助金交付承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の承認通知書の有効期限については、承認日より1年間又は次年度の1月末日までの、いずれか長い期限までとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。
（主伐推進事業の申込内容の変更）

第9条 申請者は、主伐推進事業の申込書の内容に次に該当する変更が生じたときは速やかに変更後の申込書を市長に提出するものとする。

- （1） 補助対象経費に30パーセント以上の増減を生ずる場合
- （2） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

- 2 前項の申込書には、変更理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を添付するものとする。

（主伐推進事業の現地確認）

第10条 市長は、次のとおり主伐推進事業の現地確認を行うものとする。

- （1） 集材架線の架設が完了した後、申請者（その内容を説明できる者）の立会いによる現地確認を行うものとする。
- （2） 集材架線を用いた皆伐が完了した後、申請者（その内容を説明できる者及び人工造林計画の内容を説明できる者）の立会いによる現地確認を行うものとする。

（交付申請書）

第11条 主伐推進事業の補助金を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定に基づく補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 主伐・再造林推進事業実績書（様式第2号）
- （2） 位置図、平面図
- （3） 集材架線の位置、延長、皆伐の範囲、面積等を記入した皆伐作業実績書
- （4） 状況写真

- 2 再造林推進事業の補助金を受けようとする者は、事業の完了後、規則第4条第1項の規定に基づく補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 位置図・計画図（様式第4号）
- （2） 事業完成写真（様式第5号）
- （3） 事業地明細表（様式第6号）
- （4） その他市長が必要と認めた書類
（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第65号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第124号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第205号）

この告示は、令和7年9月30日から施行し、この告示による改正後の郡上市主伐・再造林推進事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

年 月 日

郡上市長 様

申請者 住所
氏名

主伐・再造林推進事業補助金交付申込書

郡上市主伐・再造林推進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申し込みます。

1 事業実施場所（森林の所在場所）

--

2 皆伐の計画

皆伐面積	h a		
集材方法別の皆伐面積			
架線集材	集材機・タワーヤーダ	h a	
上記以外		h a	
伐採の期間	年	月	日～年
			月
			日

3 添付書類

- ・ 事業計画書（様式第 2 号）
- ・ 位置図、平面図
- ・ 集材架線の位置、延長、皆伐の範囲、面積等を記入した皆伐作業計画書
- ・ 伐採届適合通知書の写し

（表）

主伐・再造林推進事業 計画書（実績書）

提出日： 年 月 日

申請者（伐採者）			
住所		氏名	
森林所有者			
住所		氏名	
住所		氏名	
伐 採 届 に つ い て			
伐採届の届出年月日		年 月 日	
適合通知書の通知年月日		年 月 日	
補 助 金 額 の 算 出			
集材架線の延長（0.1 ha 単位、端数切捨て） （元柱と先柱の水平距離）	m	ha 当り補 助額… A	万円
補助対象 面積（集材 架線によ る集材の 皆伐面積）	皆伐の全体面積		ha
	うち 集材路等による集材面積		ha
	うち 集材架線による集材面積 … B （0.1 ha 単位、端数 切捨て）		ha
補助金額 （ha 当り補助額… A × 再造林面積… B ）			万円

(裏)

主伐・再造林事業の計画(実績)	内容		予定時期		現地 確認日	
			年 月		年 月 日	
			年 月		年 月 日	
			年 月		年 月 日	
			年 月		年 月 日	
			年 月		年 月 日	
生産した原木の供給計画(実績)	原木の等級	供給先名		供給先の所在		数量
	A材(主に製材用の材)			市内・市外		
				市内・市外		
	B材(主に合板用の材)			市内・市外		
				市内・市外		
	C材(主にチップ用の材)			市内・市外		
				市内・市外		
	D材(主にバイオマス用)			市内・市外		
				市内・市外		
	合 計				うち 市内	数量
市外					数量	
市外に原木を供給する理由						

※ 供給先の所在の欄は、該当するものを○で囲む、又は該当しないものを取り消すこと

※ 市外に原木を供給する理由は、供給先ごとに記載すること

第 年 月 日 号

申請者 住所
氏名 様

郡上市長

主伐・再造林推進事業補助金交付承認通知書

年 月 日付けで下記のとおり申込みのあった郡上市主伐・再造林推進事業補助金の交付については、承認しましたので通知します。

記

1 事業実施場所（森林の所在場所）

--

2 皆伐の計画

皆伐面積	h a		
集材方法別の皆伐面積			
架線集材	集材機・タワーヤーダ	h a	
上記以外		h a	
伐採の期間	年	月	日 ~ 年 月 日

様式第4号（第11条関係）

[illegible]

様式第5号（第11条関係）

事業完成写真
（ 年度 事業）

年 月 日

住 所
氏 名

	NO
--	----

	NO
--	----

（注） 事業地明細表に完了写真の番号を記入する。

様式第6号（第11条関係）

事業地明細表

氏名	住所	森林の所在地 字名地番	実施面積 (ha)	樹種	写真番号	備考

（注） 写真番号欄には、事業完成写真番号を記入する。

別表（第5条関係）

事業区分	補助対象事業 (第4条第2項)	郡上市森林整備計画で示す 将来目標区分	補助金の額
再造林（人工造林）	第1号	木材生産林	100分の100以内の額
	第2号	木材生産林	100分の90以内の額
		その他	100分の73以内の額
下刈	第1号	木材生産林	100分の100以内の額
	第2号	木材生産林	100分の90以内の額
		その他	100分の73以内の額
雪起	第1号	木材生産林	100分の100以内の額
	第2号	木材生産林	100分の90以内の額
		その他	100分の73以内の額
保育間伐	第2号	木材生産林	100分の90以内の額
		その他	
間伐	第2号	木材生産林	100分の80以内の額
		その他	
鳥獣害防止施設等整備	第2号	木材生産林	100分の73以内の額
		その他	